

朝来市週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領

1 目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。より多くの建設会社が必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気醸成していくことが重要となる。本制度では、段階的に無理なく週休2日を導入することを目指す。

2 対象工事

基本的に、全ての土木工事を対象とする。

<対象外工事>

- ① 災害に伴う緊急工事及び応急工事
- ② 「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事
- ③ 現地作業が1週間に満たない工事

※災害復旧工事や終日通行規制工事など、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外することができる。

3 実施方法

- ・ 入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度の対象であることを明記する。
- ・ 受注者は契約後、現場稼働中の工期[工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く]の全ての土曜・日曜を現場閉所（以下「現場閉所」という。）する、週休2日を反映した施工計画書を提出する。但し、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- ・ 発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンス「現場で待たせない」「速やかに回答する」に努める。
- ・ 受注者は下請け企業に対し、週休2日の取り組みにあたり、必要な事項について協力を求める。

4 労務費等の補正

当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乗じるものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、請負代金額のうち補正分を現場閉所の達成状況に応じて減額変更する。

経費等の補正については、積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）[兵庫県土木部]

「週休2日制(土日現場閉所)の経費補正における積算要領」により計上する。

※要領は適宜改定されるため、適用にあたっては、常に最新のものを参照すること

5 確認方法等

- ・ 工事現場の現場閉所は受注者から提出のある工事履行報告書により確認する。
- ・ 土曜や日曜に現場作業をしなければ、現場閉所としてカウントする。
- ・ 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり4日を上限として、土曜や日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- ・ 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することは制限しない。
(日給の作業員の月収が減少する問題があるため。)
- ・ 現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

6 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。